

工事成績評定結果の活用基準

令和 7 年 4 月 2 4 日
市 長 決 裁

1 目的

宮古島市工事成績評定要領に基づく、宮古島市が発注する請負工事に関する成績評定結果により、工事成績が優良な者には優遇措置を行い、不良な者には一般競争入札及び指名競争入札において制限措置を行う基準を設け、工事に関する技術水準の向上と不良・不適格業者の排除を促進することにより、本市の入札・契約制度の公正性・透明性を高め、工事の品質確保に資することを目的とする。

2 措置の対象

宮古島市工事成績評定要領に基づく工事成績評定点により判定する。

3 優遇措置

工事成績評定結果に関連する、宮古島市優良建設工事表彰規程に基づく表彰を受けた者にあつては、次の優遇措置の対象とする

- (1) 手持ち工事件数の制限を緩和する。
- (2) 建設工事共同企業体においては、構成員の全てについて優遇措置の対象とする。
- (3) 優遇措置の対象期間は、表彰を受けた日から1年間とする。ただし、優遇措置の対象期間中に制限措置を受けた場合には、優遇措置を取り消す。

4 制限措置

工事成績評定結果に関連し、成績が不良な者にあつては、次の制限措置の対象とする。

なお、当該期間は、工事成績評定通知日の翌日（請負者から工事成績評定に関する説明を求められた場合においては、回答を行った翌日）から開始する。

- (1) 60点未満の評定点を取得した者については、次表のとおり入札参加の制限措置の対象とする。

評定点	制限期間
59点以下55点以上	1月（30日）
54点以下50点以上	2月（60日）
49点以下45点以上	3月（90日）
44点以下	6月（180日）

(2) 4(1)の制限措置を行う際に、その措置に係る評価結果が決定した時点から過去3年間において、60点未満の評価点を取得している場合、その取得回数に応じて、次表のと通りの制限期間を追加する。ただし、この基準の適用年度以前の期間は含めないものとする。

過去3年間での60点未満の取得回数	追加制限期間
1回	0月
2回	1月(30日)
3回	2月(60日)

(3) 建設工事共同企業体においては、構成員の全てについて制限措置の対象とする。

附 則
この基準は、令和7年5月1日から適用する。